

「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』 第二次募集要項

この募集要項は外国人留学生向けの募集要項です。

《二次募集に関する注意》

第一次募集(2020年6月上旬申請)にて推薦が決まった学生が、再び申請することはできません。

また、第一次募集で推薦されなかった学生は再度申請する必要はありません。(前回の申請情報をもとに第二次にて選考します。)

1. 受給資格 (以下の「1」または「2」のいずれかの要件を満たすこと)

1. 以下の①～⑥を満たす者

- ① 家庭からの多額の仕送りを受けていない(※1)
- ② 原則として自宅外で生活をしている(※2)
- ③ 生活費・学費に占めるアルバイト収入の割合が高い
- ④ 家庭(両親のいずれか)の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できない
- ⑤ コロナ感染症の影響でアルバイト収入(雇用調整助成金による休業補償を含む(※3))が大幅に減少(前月比(※4)の50%以上減少)している

⑥ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済的に困窮していることに加えて、以下の要件を満たすこと(「外国人留学生学習奨励費」等と同様)

1) 学業成績が優秀な者であること。

具体的には、前年度の成績評価係数(JASSO 基準)が
2.30 以上であること

2) 1か月の出席率が8割以上であること

3) 仕送りが平均月額 90,000 円以下であること

(入学金・授業料等は含まない。)

4) 在日している扶養者の年収が 500 万円未満であること

$\frac{(\text{成績評価 S} \cdot \text{A の単位数} \times 3) + (\text{B の単位数} \times 2) + (\text{C の単位数} \times 1) + (\text{F} \cdot \text{T の単位数} \times 0)}{\text{前年度履修登録した総単位数}} = \text{成績評価係数}$

2. 上記 1. ①～⑥のいずれかの要件を満たすことができない者のうち、経済的理由により大学での修学の継続が困難であると大学が必要性を認める者(⑥-1 または⑥-2 を満たせない者のうち、その他の経済的条件を満たしており、標準修業年限での卒業・修了が可能と見込まれる者)

(※1) 家庭からの多額の仕送りを受けるとは、家庭からの仕送り額年間 150 万円以上(授業料を含む)を目安とします。

(※2) 自宅外で生活しているとは、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。申請にあたっては、自宅外通学であることこの証明書類(アパート等の賃貸借契約書のコピー等)の提出が必要です。

(※3) あなたが勤めるアルバイト先が雇用調整助成金の支援対象となっており、かつ雇用主から休業手当が支払われている場合は、当該手当をアルバイト収入とみなします。

(※4) 2020年1月以降で、あなたのアルバイト収入が大きく減少した月が「当月」となります。

2. 申請期間

7月8日(水) 13時00分～7月15日(水) 17時00分

Oh-o!Meiji のアンケート機能にてオンライン申請を行ってください。アンケート名は「第二期/Second【留学生/International Students】学びの継続のための学生支援緊急給付金に関する申請/Application for Emergency Student Support Handout for Continuing Studies」です。

Oh-o!Meiji
申請期間

【注意事項】 ● **上記時刻までに回答を完了し、送信をする必要があります。時間に余裕をもって回答してください。**

※いかなる事情でも申請の遅れは一切認めません。

● **申請期間終了後の回答の変更は一切認めません。**

● Oh-o!Meiji の申請をもとに選考を行い、推薦が決定した者のみに後日書類の提出を求めます。

● **推薦対象者として選ばれた後に書類の提出がなかった場合、申請は無効となります。**

3. (推薦決定者のみ) 提出書類

推薦が決定した学生にのみ書類の提出を求めますので、必要な証明書などがある場合は早めに準備に取り掛かるようにしてください。

- 提出書類は PC で入力するか、黒のボールペンで記入してください (消せるペンは使用不可)。
- ボールペンでの記入時に訂正をする場合は、訂正箇所にも二重線を引き、その上に印を押してください(修正液は使用不可)。
- 代理による書類の提出は認めません。

	<p>全員必須</p>	<p>1. 「学生支援緊急給付金申請書」【様式 1】 本制度による給付金の支給を申請するための書類。</p> <p>2. 「誓約書」【様式 2】 申請者 (学生等) 本人が受ける給付金の支給要件等を確認するための書類。</p> <p>3. アルバイトなどに関する申告書【大学様式 A】 アルバイトの収入に関する申告書類。</p>
<p>提出書類</p>	<p>支給要件を満たすことを証明する書類</p> <p>(任意)</p>	<p>「1, 受給資格」に記載された①～⑥の要件に対する各種根拠資料。 これらの根拠資料は必ずしもすべての書類を提出する必要はありません。提出できるものがある場合は提出してください。 資格を満たしている根拠資料がある者を優先して選考しますが、提出できるものがなくても申請することには問題ありません。 ※通帳の写しや給与明細などは、オンラインで確認できるもの(オンライン通帳やインターネットバンク)なども含みます。</p> <p>①様式 1 に記載した金額の根拠資料。(⑥- 3 と同一書類でも可) 1 年生は仕送り予定額、2 年生以上は 2019 年度の仕送り額を記載した預貯金通帳等の写しなど。</p> <p>②自宅外で生活していることの資料。 アパート等の賃貸契約書の写し、直近の家賃の支払い根拠書類、住民票の写し等。 ※現在海外にいるため一時的に提出できない場合は、帰国後に提出してください。</p> <p>④家庭 (両親のいずれか) の収入減少等により、家庭からの追加的支援が期待できないことに対する資料。 コロナ感染症対策に係る他の公的支援措置を受けている場合の受給証明書の写しなど。 様式 1 「3. 申し送り事項」に記載した内容に関する補助資料。 なお受給証明書は日本語または英語のものを用意してください。 その他の言語で記載されている場合は、本人による日本語訳をつけてください。</p> <p>⑤コロナ感染症の影響でアルバイト収入が大幅に減少していることの根拠資料。 アルバイト先からの給与明細または振込口座の預貯金通帳等の写し (アルバイトなどに関する申告書【大学様式 A】参照) 給与明細や通帳はオンラインで確認できるもののスクリーンショットなどで問題ありません。</p> <p>⑥留学生のみに適用される要件に関する資料。(①と同一書類でも可) 3) 仕送り額が確認できる預貯金通帳等の写しなど。 4) 扶養者の 2019 年度の年収が確認できる「源泉徴収票」または「納税証明書」の写しなど</p>
<p>所定用紙の入手方法</p>		<p>所定用紙は明治大学の HP よりダウンロード可能です。</p>
<p>書類提出方法</p>		<p>書類の提出は Oh-o!Meiji のグループ機能を利用して行われます。詳細は決定次第お知らせします。 なお変更となる場合もありますので、Oh-o!Meiji の通知を確認してください。</p>

4. 奨学金の概要

奨学金 概要・目的	今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないよう、現金を支給する事業です。										
支給金額	10万円										
給付方法	原則として、申請者であるあなた本人名義の口座に振り込みます。 本人名義の口座が無い人は、給付金の申込みまでに利用できる口座を開設してください。 【取扱い金融機関】 <table border="1"><thead><tr><th></th><th>利用できる</th><th>利用できない</th></tr></thead><tbody><tr><td>金融機関</td><td>日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信託銀行（一部対象外）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合（※）</td><td>外資系銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行）</td></tr><tr><td>口座</td><td>本人名義の普通預金（通常貯金）口座</td><td>本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座</td></tr></tbody></table> ※海外の銀行口座や一部のネット銀行の口座は対応しておりません。			利用できる	利用できない	金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信託銀行（一部対象外）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合（※）	外資系銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行）	口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座
	利用できる	利用できない									
金融機関	日本国内の銀行（ゆうちょ銀行を含む）、信託銀行（一部対象外）、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合（※）	外資系銀行、インターネット専業銀行（楽天銀行、ジャパンネット銀行等）、その他一部の銀行（新生銀行・あおぞら銀行・セブン銀行）									
口座	本人名義の普通預金（通常貯金）口座	本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、休眠口座									
給付の 停止・取消	以下のいずれかに該当する場合、受給資格を失い、給付を打ち切り、または給付金の返還を求めることがあります。 (1) 提出書類等に虚偽の記載があった場合 (2) 不正行為と認められる行為を行った場合 (3) 学業成績を勘案した結果、成業の見込みがないと認められる場合 (4) その他、大学や日本学生支援機構が受給者として不適切と認めた場合										

5. 選考について

選考方法	経済的に修学が困難であることについて、提出書類により確認できる者を優先し、加えて学業成績等を総合的に判断して選考します。（資格を満たしていることを確認できる経済条件に係る根拠資料を提出できる者を優先します）
合否通知	選考の結果は8月上旬までに Oh-o!Meiji で通知します。なお個別の採用状況に関する質問には一切お答えいたしません。 合否通知後、大学が日本学生支援機構へ推薦を行い、振込みができるよう手続きを進めます。

6. 個人情報の取扱いについて

明治大学は、「個人情報保護に関する法律」ならびに本学の「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金の申請者及び関係者の個人情報を奨学金業務全般及びそれらに付随する業務等の利用目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。また、必要に応じて過去に明治大学に提供した個人情報を参照することがあります。あらかじめご承知おきください。

7. その他注意事項

- 学びの継続のための学生支援緊急給付金については、今後、日本学生支援機構により、受給資格等が変更される可能性があります。その場合は別途お知らせしますので、必ず、Oh-o!Meiji や掲示板等を確認してください。
- 受給資格を満たしていないことが判明した場合、選考の対象にはなりません。
- 連絡は原則として Oh-o!Meiji で行います。必ず確認してください。

8. 問い合わせ先

文部科学省が公開している要項や手引きを確認してください。「学生支援緊急給付金」についてのお問い合わせは、必ず「募集要項」や HP に公開されている「よくある質問と回答（Q & A）」を確認してください。この給付金は明治大学による奨学金とは異なるため、大学として回答できることに限りがあります。文部科学省が公開している「申請の手引き」などを併せて確認してください。解決しない場合のみ、以下のメールアドレスに問い合わせてください。

問い合わせ先： iso@mics.meiji.ac.jp お電話でのお問合せには応じかねますので、必ずメールでお問合せ下さい。メールの際は次の事項を遵守してください。

1：件名を「学びの継続のための学生支援緊急給付金について」としてください。

2：本文中に質問内容・氏名・学生番号を明記してください。

なお、回答にはお時間がかかることもありますのでご了承ください。